

教職員資質向上検討会議の概要について

総務課

1. 検討会議の設置

教職員一人一人の資質向上を図るための対処方策等を検討するため「教職員資質向上検討会議」を設置

H15.11.27 検討組織設置に関する打合会（座長：福島次長）

H15.12.1 教職員資質向上検討会議を設置（教育長決裁）

2. 検討会議の所掌事務

教職員の採用方法から育成、人事管理等、その採用から退職までの間のあらゆる面で、教職員資質向上を図るための対処方策等について検討する。

（検討課題・テーマ）

教職員意識調査等による現状把握と分析等

教職員一人一人の倫理意識を高めるための研修の構築

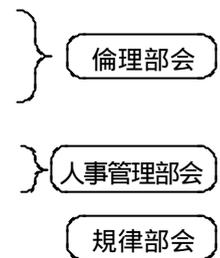
教職員のメンタルヘルスのあり方

採用方法のあり方

管理職登用のあり方と降格制度の検討

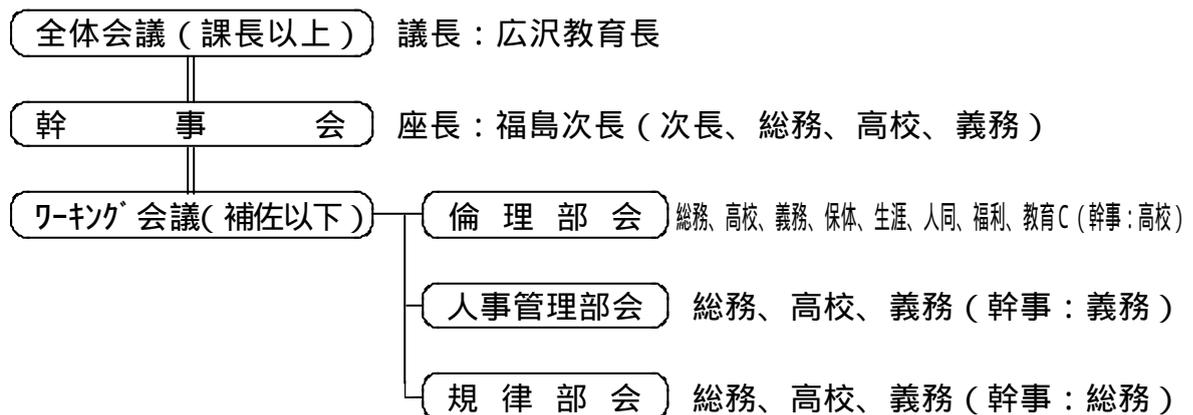
処分基準の見直し

その他必要な事項



3. 検討会議の構成

検討課題が多岐に渡りボリュームも大きいことから、次のとおりの構成とする。



4. 検討会議の進め方

- （1）幹事会及びワーキング会議で具体的検討を進め、必要に応じて全体会議を開催
- （2）検討会議は、早急な対応策を講ずる必要に迫られていることから、県教育委員会内部の職員で構成しているが、検討を進めるに当たっては、教育現場の状況や教職員の意識等を把握するための調査を行い、また、外部専門家や一般県民の意見等を伺うこととしており、柔軟に、かつ迅速に方策策定を行うこととしている。